

令和7年横瀬町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日（火）午前9時55分から10時42分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（9人）

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員（1人）

農業委員	3番	八木原智宏
------	----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第3号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定（案）に係る意見に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	浅見聡
	赤岩亮輔

7. 会議の概要

議長 では、5分ほど早いですけれども、全員そろいましたので始めたいと思います。

本日は、3番の八木原智宏委員が欠席の旨の通告がございましたので、皆様にご報告を申し上げます。

本日の出席委員は9名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

7番、町田幸広委員、8番、村越聡委員のご両名をお願いを申し上げます。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、そして議案第3号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定（案）に係る意見に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

ここで、会議規則第11条の規定に準じ、石黒夢積推進委員の退席をお願いします。

〔石黒夢積農地利用最適化推進委員退席〕

議長 議案第1号について事務局から説明を求めます。

事務局 議案第1号について説明いたします。

議案第1号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台

帳地目は畑、現況地目は畑で、計画面積は2,554平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は、使用貸借権の設定10年間となっています。

3 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、上宇根センターから南西に約200メートルのところが申請地になります。この農地につきまして、令和 2 年 2 月 25 日に許可となった使用貸借権、5 年間の期限が切れるため、当該農地を継続して使用するための申請でございます。

審議内容の要点を説明いたします。農地法第 3 条第 2 項第 1 号全部効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得し、反する行為（違反転用）がないか、農業従事者や農機具所有状況、これまでの営農実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第 3 条第 2 項第 4 号常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第 3 条第 2 項第 6 号地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、2 月 20 日午前10時頃、補助委員の平沼農業委員と現地確認を行いました。場所は、宇根 7 区上宇根センターから南西約200メートル付近になります。

事務局の説明にもありましたとおり、申請地は令和 2 年よりお茶の栽培、管理がされている土地です。譲受人は 5 年間適正に農地を管理しており、

今回は権利の期限に伴う耕作継続のための申請であります。第3条の申請の許可基準については満たしていると思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、平沼委員、お願いします。

平沼委員 補助委員の平沼です。上程されました議案第1号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、2月20日午前10時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。毎年実施している利用状況調査や農地パトロールでの確認からも、草刈り等適正に管理されている農地です。今後も農地として管理していただけるのであれば、許可基準も満たしていると思われますので、特に問題はないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、質疑に移ります。質疑のある方は挙手をもってお願いします。

〔「なし」〕

議長 よろしいですね。質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第1号につきましては、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。出席者の全員賛成でございます。

よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をしました。

ここで、会議規則第11条の規定による案件の審議が終了いたしましたので、石黒推進委員の入室をお願いします。

〔石黒夢積農地利用最適化推進委員着席〕

議長 石黒推進委員に報告を申し上げます。

ただいま審議いたしましたところ、議案第1号につきましては、全員賛成により許可とすることに決定をいたしました。

日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきまして議題といたします。

ここでお諮りいたします。議案第2号番号1と議案第2号番号2につきましては、関連がございますので一括審議したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

議案第2号番号1及び議案第2号番号2について事務局から説明を求めます。

事務局 初めに、議案第2号番号1について説明いたします。

議案第2号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、計画面積は235平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は使用貸借権の設定35年となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明します。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、県営横瀬五番団地から南に約100メートルのところが申請地になります。現在譲受人は町内のアパートにて生活しておりますが、手狭となっており、譲受人の妻の実家に近い土地での新居を検討していました。検討の末、義父の所有する土地の使用が見込めたので、この農地について使用貸借権の設定を行い、自己用住宅として転用したいとの申請でございます。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

続いて、議案第2号番号2について説明いたします。

議案第2号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は畑で、計画面積は143.14平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は一時転用、水道管・排水管布設です。権利の種類は、使用貸借権の設定6か月間となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、議案第2号番号1の申請地の東側が申請地になります。この農地について、議案第2号番号1の自己用住宅を建設するに当たり、水道管、排水管を当該申請地に埋設するための一時転用申請でございます。

ます。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第2号番号1及び番号2 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

2月19日午後4時頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は、県営横瀬五番団地の南に約100メートル付近になります。

事務局の説明にもありましたが、譲受人が現在アパート住まいで、今回自己用住宅を建築をしたいということで転用申請し、隣接する農地を一時転用し、給排水管を布設する申請でございます。隣接した農地と、一時転用して給排水管を布設する農地は譲渡人の所有する土地であり、手狭になったための転用申請ならばやむを得ないと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の10番、千島委員、お願いします。

千島委員 補助委員の千島です。上程されました議案第2号番号1及び番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、2月19日午後4時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。申請地は、平沼推進委員の説明にもあったとおり、周辺農地は譲渡人の所有する土地で、自己用住宅の建設ということから周辺農地に与える影響も少ないと判断されます。手狭になったための転用申請であればはやむを得ないのではないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございました。
以上で担当委員の所見を終了します。
続いて、質疑に入りたいと思います。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしでよろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第2号番号1及び番号2につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第2号番号1及び番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号番号3について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号番号3について説明いたします。

議案第2号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります7筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は5,696平方メートルとなります。

申請地の場所ですが、7ページ目、8ページ目にございます案内図3及び案内図4の中で図示した場所になります。案内図3で番号①、案内図4で番号②から⑦の場所を示しておりますが、いずれも宇根地区になりますので、案内図上でのご確認いただきたいと思います。なお、案内図に記載した①から⑦までの番号は、議案書の備考欄に記載した番号と対応しております。

議案書に戻りまして、申請人について説明いたします。譲受人は、横瀬町の観光産業振興のために活動している一般社団法人です。なお、譲渡人については所有者が4名いらっしゃいますが、後ほど筆ごとに説明いたします。

申請理由は、案内図番号①はシバザクラ開花時期の臨時駐車場への案内所及び臨時駐車場として、案内図番号②から⑦はシバザクラ開花時期の臨時駐車場として利用するため、農地の一時転用をしたいとの申請でございます。権利の種類は、7筆全て賃借権の設定となっております。

続きまして、筆ごとに説明いたします。案内図番号①の農地は台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は1,760平方メートルのうち392平方メートルの申請です。譲渡人は町内在住の方です。

案内図番号②の農地は台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は1,798平方メートルです。譲渡人は町内在住の方です。

案内図番号③、④、⑤の農地は3筆とも台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は3筆合わせて1,801平方メートルです。譲渡人は町内在住

の方です。

案内図番号⑥と⑦の農地は2筆とも台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は2筆合わせて1,705平方メートルです。譲渡人は神奈川県横浜市に在住する方です。

今回一時転用申請した農地5,696平方メートルと農地以外の臨時駐車場を含めた全体の計画面積は、1万3,868平方メートルとなっております。

農地区分ですが、案内図番号①の農地は300メートル以内に駅、市町村役場、インターチェンジ等の施設がある農地であることから、第3種農地と判断されます。そのほかの案内図番号②から⑦の農地については、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。
暫時休憩します。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時21分

議 長 会議を再開いたします。

事務局の説明がございましたが、ここで会議規則第11条の規定によりまして、町田勝一事務局長の退出を求めます。

〔町田勝一事務局長退席〕

議 長 それでは、担当委員の説明に入ります。
担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第2号番号3、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、2月20日午前10時頃、補助委員の平沼農業委員と現地確認を行いました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、秩父地域恒例の事業でありますシバザクラまつりでの臨時駐車場として一時転用申請であります。

シバザクラ開花時期には多くの観光客が秩父地域を訪れることから、交通渋滞対策として農地地権者4人から7筆の農地を借り入れ、7か所に臨時駐車場を設けて、約2か月間開設するものであります。毎年のことでもありますので、周辺農地への影響は少ないと考えられます。委員皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、平沼委員、お願いします。

平沼委員 補助委員の平沼です。上程されました議案第2号番号3について所見を申し上げます。

2月20日午前10時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。この申請は、毎年実施しておりますシバザクラまつりの交通渋滞緩和対策として行われている案内所及び臨時駐車場としての一時転用であります。このようなことから、特段問題はなく、周辺農地に及ぼす影響も少ないと思われるので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

補助委員の説明が終わりました。

続きまして、質疑に移ります。質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第2号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第2号番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議規則第11条の規定による案件の審議が終了いたしましたので、町田事務局長の入室をお願いいたします。

〔町田勝一事務局長着席〕

議長 町田事務局長に報告を申し上げます。

ただいま審議いたしましたところ、議案第2号番号3につきましては、全員賛成により許可相当とすることに決定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

日程第5、議案第3号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定（案）に係る意見に関する件を議題といたします。

議案第3号について事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第3号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定（案）に係る意見に関する件について説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法、この後私のほうで、この法律については「法律」と略して説明させていただきます。

法律第19条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する計画、いわゆる地域計画の内容につきましては、昨年の農業委員会において既に委員の皆様にご説明させていただいたところです。この地域計画については令和7年3月末までに策定をすることが求められておりまして、現在全国の市町村で計画の策定が行われております。地域計画は、農業者の高齢化や耕作放棄地の拡大など現在全国的な問題となっている農業者と農地の状況を踏まえまして、地域の農業関係者が将来の農業、農地の姿を話し合い、「協議」といいますが、話し合いにより決めるもので、将来10年後、誰がどの農地を耕作するのか、または耕作できない農地はどこかといったことを目標地図に明示することが必要要件となっております。

今年度横瀬町は町内の5地域について計画の案を策定いたしました。まず、苧米地区になります。苧米地区は、令和3年に地区内農業者に……

「トイレ行かせてもらっていいですか」

議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時30分

議長 それでは、会議を再開いたします。

事務局の説明を引き続きお願いします。

事務局 今年度横瀬町は町内の5地域について計画の案を策定いたしました。

まず、苧米地区になります。苧米地区は令和3年に地区内農業者に将来の意向アンケートを実施しておりまして、その内容を踏まえまして、令和6年10月11日に苧米地区第4区を、10月18日に苧米地区第5区を対象に、苧米公会堂において協議の場を開催いたしました。その協議の内容につきましては、国の様式に基づきまして、町のホームページで公表をしております。

地域農業者との協議が終わりますと、法律第19条第6項の規定に基づきまして、農業委員会等関係者に計画内容について意見を聞かなければなりません。そのため、今回農業委員会においてこれら計画内容につきまして意見をお聞きするものでございます。

計画の内容でございますが、1 ページ目が項目の1で、地域における農業の将来の在り方が記載されております。

裏面に行きまして、一番上のところですね。項目2で、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、項目3で、農業者及び区域内の関係者が上の2の目標を達成するために取るべき必要な措置、項目4で、地域内の農業を担う者一覧といった内容となっております。

次のページの項目5と7につきましては、該当なかったので空欄となっております。

項目4について、苅米地区は地域内の農業を担う者一覧の対象者が18経営体。数が多かったので、別ページに一覧を掲載しております。また、その18経営体を地図で色分けしたものが最後のページの目標地図となっております。既に関係する農地中間管理機構や農業協同組合、地域によっては土地改良区から「意見なし」といった回答はいただいております。

同じように、宇根地区は協議の場を令和7年1月28日に、姿地区は令和6年11月19日に、合耕地地域は令和6年12月13日に、芦ヶ久保地域は令和6年11月28日に協議の場を実施しております。それぞれ各地域についても関係機関から確認的な補足意見はありましたが、計画全体につきましては「意見なし」として回答いただいております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

計画内容につきましては、既に配付されているこちらの資料、確認していただいていると思われますので、5地域の計画案について皆様方に意見をこれから求めたいと思います。どのような意見でもよろしいので、意見のある方はどうぞ。

どうぞ。

武藤委員 では、意見します。地図を見るとかなり農地を多く持っている方の名前が少ないですが、やはりそれは後継者不足とか、将来も、四、五年後の先にはもう農業をやっていけないというふうなアンケート結果で、入れていないということなのですか。

事務局 それでは、ただいまのご質問に回答させていただきます。

こちらのほうの将来地域内の農業を担う者一覧に記載されている者につきましては、協議の場のときに確認できた方ございまして、協議の場に

出席されていないとちょっと確認できなかったものでございます。そういった方につきましては、改めて再度精査しまして、令和7年度以降で随時協議の場で話し合っていきたいと思えます

以上でございます。

議長 随時話合いを持つということでございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。この際ですので、細かい意見でも結構ですので、分からないことがありましたらどうぞ。

武藤委員。

武藤委員 中山間地域の直接支払いややっているところはないということですね。

事務局 ただいまのご質問に回答させていただきます。

根古屋地区のほうはありません。

〔「ちょっといいですか。休憩です」〕。

議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時38分

議長 会議を再開いたします。

ほかに意見ございませんでしょうか。

若林委員。

若林委員 私、合耕地と寺坂と、女房の名前で後田にあるのですけれども、この辺の交換分合を考えて、合耕地のほうへ農地を集約したいと思っているのです。例えば、合耕地にある、●●さんという方がいて、その方はもう、俺は百姓をやりたいくはないから任せると言われて、女房の田んぼは、●●さんに借りてもらっている面積とその●●さんの面積は同じなのです。そこを交換すれば合耕地のほうへ農地をまとめられるので、そういう優良農地を守るという意味で、役場のほうで斡旋とか、あるいはそういうことに対しての助言なり指導してもらいたいなと思うのですけれども。合耕地の中でも、もう完全に売りたいという人がいるのです。真ん中だから売れないという人がいるものですから、ちょうど私のところは一番北側で、水があまり来なくて、農業としてあまりよくないところなので、そこと合耕地の中の人と交換等すれば優良農地を守れるのではないかな。あと、水利とかそういうのも今のところよりはいいので、そういうことを進めたいなと思っているのですが。

議長 これについて。

事務局　ただいまのご意見に対しまして回答させていただきます。

まさにこの地域計画の中では地域の農地の集積、集約についてのことが書かれておりまして、協議の場において、この農地を例えば誰がやっていくということを将来に向けて記していければいいと思いますので、できましたら令和7年度の協議の場の中でそういった話合いで農地の集積、集約のほうを明示していければいいかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長　よろしいですか。

だから、話合いを数多く持って、なるべくいいところで皆さんが利用できるようにということですよね。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。なければ、以上で意見聴取を終結いたしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」〕

議長　上程中の議案第3号　地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定（案）に係る意見につきましては、幾つか出ましたけれども、全体的な意見としては、意見なしとして町への回答でよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」〕

議長　では、そのようにさせていただきたいと思います。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りをいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了をいたしました。これをもちまして閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

（午前10時42分）